

# 米国民事訴訟における判例

大橋&amp;ホーン法律事務所

黒田 愛

## Eディスカバリーについての考察

米国の民事訴訟にはディスカバリーという証拠収集のための制度がある。証拠となる情報や文書を「訴訟が始まってからトライアルに至るまでの間に、相手方や第三者から取得することができる。例えば、解雇された従業員が、解雇は差別に基づくものと主張し訴えを提起した場合、「元上司や同僚のEメールの中に原告に対する差別的な描写、発言がないかどうか調べるために、原告は被告に対し、一定期間にわたって特定の人に対するEメールの開示を請求求めることができる。ディスカバリーの方法には、質問に対する文書での回答を求めるインテロガトリー、文書の提出を求めるドキュメント・プロダクション・リクエスト、証人に對し法廷外で尋問を行うデポジション等がある。

「二〇〇八年一月、ディスカバリーの制裁措置を審理していたカリフォルニアの連邦地方裁判所の下級判事は、特許訴訟の原告クアルコムに対し、ディスカバリー手続で原告から開示を要求されていた向方通ものEメールをトライアル前に開示するのを意図的に怠ったとして、被告ブロードコムの弁護士費用八五〇万ドルを支払う命令を出した。あるいは原告クアルコムの弁護士のうち六名についてカリスマルニア州弁護士会による懲戒管理手続を開始するよう命じた(Qualcomm, Inc. v. Broadcom Corp.)。」  
 ブロードコムは、今日の米国訴訟には欠かせない存在であるが、対応を誤ると多大な損失を被ることになる。従って、対応策を予め講じておくことが重要となるのだが、そのためにはまず、Eディスカバリーとは何かを理解しておく必要がある。

### Eディスカバリーについて

米国の民事訴訟にはディスカバリーといつて証拠収集のための制度がある。証拠となる情報や文書を「訴訟が始まってからトライアルに至るまでの間に、相手方や第三者から取得することができる。例えば、解雇された従業員が、解雇は差別

に基づくものと主張し訴えを提起した場合、「元上司や同僚のEメールの中に原告に対する差別的な描写、発言がないかどうか調べるために、原告は被告に対し、一定期間にわたって特定の人に対するEメールの開示を請求求めることができる。ディスカバリーの対象となる情報は、電子メール、インスタントメッセージ、ウェブサイト情報、ワープロフайл、データベース等様々な電子情報が含まれる。ワープロが使われるようになつた頃から、電子情報も「ディスカバリーの対象である」とが認識され、基本的に通常のディスカバリーと同じルールが適用されてきた。

ただし、Eディスカバリーは、紙に書かれた情報を念頭においていた伝統的なディスカバリーと異なり、情報量が大量で、保存場所が多数にわたるなど、それゆえディスカバリーに対応するためのコストが高額になるところの特徴がある。

Eディスカバリーが訴訟で適用されるにしたがい、新たな問題が提起された新たな問題があるなしの特徴がある。  
 Eディスカバリーが訴訟で適用されるにしたがい、新たな問題が提起された新たな問題があるなしの特徴がある。

文書提出を求めるディスカバリーは、例えば「被告は従業員間における、原告会社の従業員による、または從業員間における、原告に關して行われたやりとりについての全ての文書(電子情報を含む)」といった

仮に従業員十人の会社で、一人当たり毎日五〇通のEメールを送受信しているとする、年間二四〇日として一千万通ものEメール数となる。さらに電子情報では、意図的でなくともシステムマティックな廃棄、改変が行われやすいこと、履歴やパスワードなど表面に現れていない隠れた情報データが保存され得ること、情報を読み出すには作成時に使用されたプログラムが必要であるなど、一旦削除してもハードディスク等から再取得する人が可能な場合があるなどの特徴がある。

Eディスカバリーの分野では、この費用対効果の分析は、対象となる電子情報の種類によって異なつてくると考えられている。例えれば、通常業務で現在も使用しているデータactive dataは、当然のことながらアクセスするのが簡単であり、他のディスカバリー要件を満たす限り、ます費用対効果テストをクリアしディスカバリーの対象とされるであろう。

これに対し、災害等に備えて作成されたバックアップデータや、消去済みのデータ、既に使われなくなっている古いシステムなどは、アクセスが困難なデータで作成されたデータなどは、アクセスが困難なデータであり、これらの情報の内容を確認しディスカバリーで開示するには、膨大な時間と費用がかかり、また外部のスペシャリストへの依頼が不可欠となる。そこで新しい連邦民事訴訟規則は、電子情報のディスカバリーを要求された当事者は、アクセスが困難な情報に関しては、過度の負担・コストを理由に開示を拒否することができる定めた。

形で請求される。一般的に、ディスカバリー手続を通じて訴訟の相手方に情報の開示を求めることができるのである。その情報が訴訟で審理される請求・抗弁に關連していくかつ、秘匿特權の場合

あつても開示を命じることができる、その判断にあたっては、開示対象が具体的に特定されているか、他のアクセスが容易な情報源から得られた情報量、当初はアクセス容易な情報源に存在していたのに後に失われてしまつたがそのデータがバックアップテープに保存されているといった事情、その情報の訴訟における重要度等、が考慮される。

実際にバックアップデータから情報開示が命じられた例としては、解雇された女性従業員が、解雇は性差別と、性差別のクレームをしたとして対する仕返しによるものとして会社を訴えたスクレイク対UBS事

件がある。規則が改正される前(2003年5月)では、開示対象が具体的に特定されているか、他のアクセスが容易な情報源から得られた情報量、当初はアクセス容易な情報源に存在していたのに後に失われてしまつたがそのデータがバックアップテープに保存されているといつた事情、その情報の訴訟における重要度等、が考慮される。

実際にバックアップデータから情報開示が命じられた例としては、解雇された女性従業員が、解雇は性差別と、性差別のクレームをしたとして対する仕返しによるものとして会社を訴えたスクレイク対UBS事

## コストの分担について

ディスカバリーに要する費用は、通常、情報を提供する側の当事者が負担する。ただし、從前より裁判所は、情報を提供する側の負担が過大になるとあれば、かかる費用の全部または一部を、情報を要求した側に負担させる決定を下してきた。これを、「コスト・シフトティング」と呼ぶ。

Eディスカバリーの場合、特に対象情報が膨大な量であつたり、アクセスが容易でない情報源の場合には、情報を開示し関連性のある情報を探し出す費用、あるいは、秘密特権などの対象となる情報が含まれていないかどうかをレビューする費用が高額に上るといふことが多い。そのため、改正された連邦民事訴訟規則では、裁判所に、アクセスが容易でない情報源から情報開示を命じるときは、コ

スケーリング等の条件がある。規則が改正される前(2003年5月)では、開示対象が具体的に特定されているか、他のアクセスが容易な情報源から得られた情報量、当初はアクセス容易な情報源に存在していたのに後に失われてしまつたがそのデータがバックアップデータから削除されることは、バックアップデータから削除された疑いがあり、全ての関連するEメールが開示されるにはバックアップデータを調べる必要があるとして、バックアップデータから情報開示を被告に命じた(Zubulake v. UBS Warburg LLC, 217 F.R.D. 309)。ちなみに、Eメールが削除された疑いがあるとされたのは、原告が自力で集めて提出したEメールの一部が、被告から開示されたEメールの中に含まれていなかつた等の事情である。

残り七二巻全てのバックアップデータについて情報開示するには、さらに、一六五・九五四・六七ドルの復元・サーチに要する費用と、一〇七・六九四・七二ドルのレビュー費用がかかると見積もられた。

その上で裁判所は、Eディスカバリーにも開示者負担の原則が適用されるが、

バックアップデータのよう、データへのアクセスが容易でない情報源の場合はコスト・シフトティングを考慮するべきとし、具体的には、

①開示請求において求められる開示のための費用、

②他の情報源からの取得可能性、③紛争額との比較における開示のための費用、

④各当事者の負担との比較における開示のための費用、

⑤各当事者のコストの節約可能性と動機付け、⑥訴訟における重要な当事者が取得される情報に

よつて受ける利益、の七つの要素が考慮されるべきとした。

そして本件について、ターゲットとなる情報が比較的狭く特定されていること、バックアップデータから回収されたEメールは、それまでに開示されていた

情報には含まれていないことなどに注目し、バックアッ

ップデータからの復元・サーチに要する費用のうち七五パーセントを被告UBS、二五パーセントを原告

内訳は、Eメールを復元、キーワードサーチをするま

でに一・五・四・六三ドル

七、四七八・八〇ドルと報

告された。

そして、この数字をみると

## 第三者に対する開示請求

ディスカバリーの要求は、訴訟の当事者でない第三者に対しても開示命令を受取つた第三者は定められた期間内に該当する文書・情報を提供しなければ

ならない。一方、連邦民事訴訟規則により、第三者にSubpoenaを送つた訴訟当事者は、第三者に不当な負担や費用を課さないようにするための合理的な手順を踏まなければならないと規定している。

例えば、同じ情報を訴訟当事者から取得できるのであれば第三者に要求するべきではなく、また、バック

アップデータなどデータへ

のアクセスが容易でない情

報を求めるとも、不当な負担と認められる場合があ

る。なお、前述の「コスト・

シフトティングをめぐる議論は、第三者的に対する開示命令にも当てはまり、実際にコ

ンピュータから削除された資料は、たとえ依頼者に開示されないとあっても、ワードドクタクトとし

てディスカバリーの対象が

弁護士と依頼者とのコミュニケーションは、弁護士秘匿特権によりディスカバリーの対象から外される。その趣旨は、依頼者から提供された情報には含まれていないことなどに注目し、バックアップデータからの復元・サーチができるようになります。弁護士から適切なアドバイスを得ることにより、守られる情報には、弁護士からのアドバイスだけではなく、弁護士からアドバイスを得たた

訴訟準備のために依頼者から提供された情報も含まれる。また、弁護士が訴訟の準備のために作成した資料は、たとえ依頼者に開示されないとあっても、ワードドクタクトとして、

Eメールの添付ファイルなど、秘匿特権やワードドクタクトをチェックするためのレビューやワードドクタクトもある。一旦開示される

と、万一大事の誤認が発生する場合、その結果、訴訟の

結果が大きく変化する可能性がある。

もので、リティゲーション・ホールドと呼ばれる。どの時点でリティゲーション・ホールドをしなければならないかは、ケースバイケースで判断される。例えば、原告側であれば、一般論としては、訴訟を提起した時（雇用差別訴訟であれば、その前段階のEEOC（米国雇用均等委員会）にクレームを申立てた時）や相手方に懲告書を送ったときに訴訟

められる場合には、訴えそのものが却下されることがある。その他の制裁措置としては、罰金の支払や、相手方の弁護士費用の支払などの金員の支払命令がある。さらに、トライアルを審理する陪審員に対し、裁判官から、本件訴訟の一方の当事者がディスカバリーで証拠を隠したり破棄したりしたことと告げ、その事実から、その隠滅された証

## 制裁措置（サンクション）

訴訟の当事者は、情報の開示だけではなく、関連情報の保存する義務を負う場合がある。その一つがリティケーション・ホールドと呼ばれる義務である。それの企業は、文書の種類毎に保存期間や処分に関するルールを定め、これに従って文書の廃棄処分を行っている。また、通常の業務の中では、電子情報は上書きされ日々変動している。しかしながら、訴訟当事者(予定者を含む)は、訴訟が始まることが合理的に予期される時点から、通常の処分ルールに従つた廃棄や情報の削除をストップ

したと看做されてしまう恐  
れがある。  
そこで、從前から、両當  
事者の間で柔軟な取扱を  
合意した上で開示をする  
ことが行われてきた。例え  
ば、情報を請求した当事者  
が、開示を受けた情報の中  
から証拠として用いたい文  
書を特定し、その後、情報  
を開示した当事者は、この  
特定された文書に秘匿特  
権やワークプロダクトが

リテラシニ・ホリ

の始まりを合理的に予期したといえるので、リティゲーション・ホールドもその時点から開始されるのである。また、被告側であれば、必ずしも訴状を受取った時からだけではなく、それ以前に訴訟が起きることが合理的に予想されればその時点でリティゲーション・ホールドの義務が生じる。

ただし、そのやり方を一歩間違えると、後から「会社は原告の訴訟について誤った情報を多数の従業員に流布した」として、正当なクレームに対する返しをしたとの新たなクレームを引き起しかねない。タイミングおよび方法については弁護士やITの専門家と相談の上実施すべきである。

最後に

が起きそつとなつて初めて直面する問題ではある

例えは、前述のズブレイク対UBS事件では、二〇〇四年七月一〇日、被告口BSが関連するEメールを意図的に削除したことにに対する制裁措置として、裁判所は、陪審員が失われたEメールが被告に不利な内容だったと推測するに到る許す決定をして、やいにはEメールが削除されたゆえに必要となつたデボジンモンのコストを被告に負担させるように命じた (*Zubulake v. UBS*, 229 F.R.D. 422)。なお、この事件二〇〇五年四月二〇日、陪審員は被告に対し、

前からの準備に負うところが大きい。例えば、普段から影響なくリティイグーション・ホーリドを効果的に行なうことにはできないであろう。また、保存義務あるなしに問わらず全ての情報を保存しておくことは、実際にディスカバリーの要求を受けた情報を開示する際の、事件との関連性や秘匿性の特権のチェックをするための時間、労力、費用を無用に増大させることにつながるから、文書保存期間についての適切なルールが必要となる。さらには、予めデータベースカバリーを想定して

していれば、裁判所からデイスカバリー義務違反の制裁を課される可能性を削減できる。

以上のような観点から、外部の弁護士やIT部門、場合によってはディスカバリー対策の専門家と相談しながら、関連する部署が共同で、Eディスカバリー対策を手ぬ講じておくことが求められる。

\*\*\*本稿はEディスカバリーに関する概要を説明したものであり、具体的な事案に対するアドバイスではない。具体的な事案については弁護士などの専門家に相談することをお勧めする。

合計二十九〇万ドルの賠償を命じる評決を下した。原告が制裁を受けた事例もある。性差別ゆえに解雇されたとして元使用者を訴えた損害賠償請求事件で、原告が解雇後に誠実に職探しをしていたかどうかが争点の一つとなっていたところ、原告が職探しをするのに使つたという自家のパソコンを、EEOC（米国雇用均等委員会）へのクレームをファイルしてから約一年後に廃棄していたことがわかり、裁判所は「これを証拠隠滅に当たると認め、たとの推測をする」とがべきの面を妨むる措置を命じた（Teague v. Target Corp.）<sup>9</sup>。改正された修正民事訴訟法

期貝では、意図的ではなくとも日々削除・改変される電子情報の性質に鑑み、電子情報システムの日常的な(routine)・誠実な(good-faith)運用により失われた情報を開示できなかつた当事者に対しては、裁判所は、特段の事情のない限り、制裁を課すことができないとの定めを認めた。ただし、リティゲーション・ホールドや、訴訟開始冒頭に当事者間で合意して情報保存義務が課せられる場合には許されず、good-faithは運用に基づく制裁回避を享受することができないと思われる。リティゲーション・ホールド等の情報保存義務を誠実に果たすことは、後の制裁を回避するための不可欠である。